



管理不全建物等の適正な管理の推進に関する協定書

石巻市(以下「甲」という。)と公益社団法人石巻市シルバー人材センター(以下「乙」という。)は、管理不全な建物等の適正な管理を推進するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携・協力し、管理不全な建物等の適正な管理の推進に取り組むことにより、市民等の生命、身体及び財産を保護するとともに良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)建物等 市の区域内に所在する建築物又はこれに附属する工作物及びその敷地をいう。
- (2)空家等 市の区域内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。
- (3)所有者 空家等の所有者又は管理者をいう。
- (4)管理不全な状態 次のいずれかに該当する建物等や空家等の状態をいう。
 - ア 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - イ そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 - ウ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
 - エ その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

(甲の役割)

第3条 甲は次の役割を担う。

- (1)乙からの情報提供により、管理不全な建物等が空家等の場合には、状況に応じ行政指導通知を送付し、空家等以外の場合には、関連部署に引き継ぐこと。
- (2)石巻市のウェブサイトその他の方法により、乙を紹介すること。
- (3)空家等の所有者等から管理業務の相談を受けた場合は、乙を紹介すること。

(4)前号に掲げるもののほか、空家等に関すること。

(乙の役割)

第4条 乙は、作業箇所周辺の見回りを実施し、管理不全な状態にある建物等があった場合には甲へ情報提供を行う。

(秘密の保持)

第5条 甲及び乙は、前条に規定する業務を通じて知り得た情報を他に漏らしはならない。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間が満了する日までに、甲又は乙が書面により申し出を行わない場合、本協定は有効期間満了の日から1年ごとに更新されるものとし、その後も同様とする。

2 期間途中で協定を解除する場合は、解除の1か月前までに申し出を行うものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名、押印のうえ各1通を保有する。

令和3年10月 1日

甲 宮城県石巻市

石巻市長

齋藤 正美



乙 公益社団法人 石巻市シルバー人材センター

理事長

亀山 伸一

